

4-3 特定共同住宅等の運用に係る質疑応答について

平成 18 年 11 月 30 日
消 防 予 第 5 0 0 号
消 防 庁 予 防 課 長 通 知

凡例

- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）……………「法」
 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）……………「令」
 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）……………「規則」
- 特定共同住宅等における必要とされる防火
 安全性能を有する消防の用に供する設備等
 に関する省令（平成17年総務省令第40号）……………「40号省令」
- 特定共同住宅等における必要とされる防火
 安全性能を有する消防の用に供する設備等
 に関する省令等の運用について
 （平成17年消防予第188号通知）……………「188号通知」
- 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定
 める件（平成17年消防庁告示第2号）……………「位置・構造告示」
- 特定共同住宅等の構造類型を定める件
 （平成17年消防庁告示第3号）……………「構造類型告示」
- 共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び
 維持に関する技術上の基準を定める件
 （平成 18 年消防庁告示第 17 号）……………「17号告示」
- 共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持
 に関する技術上の基準を定める件
 （平成 18 年消防庁告示第 18 号）……………「18号告示」
- 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常
 警報設備の設置及び維持に関する技術上の基
 準を定める件（平成 18 年消防庁告示第 19 号）……………「19号告示」
- 戸外表示器の基準を定める件
 （平成18年消防庁告示第20号）……………「20号告示」

1 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)関連

問1 電気室、受水槽室、ポンプ室、トランクルームは住戸等に該当するか。

(答) お見込みのとおり。ただし、共用部分に設ける4平方メートル未満の独立した一住戸専用のトランクルームは住戸等に該当しない。

問2 キッズルーム、来客用宿泊室、カラオケルーム、シアタールームは、共用室に該当するか。

(答) お見込みのとおり。

問3 エントランスホール内に設ける談話スペース等は、共用部分に該当するか。

(答) 室の形態を有さない場合は、お見込みのとおり。

問4 「消防法第17条第2項の規定に基づく条例により設置維持義務を課している消防設備等の代替設備等を用いる場合の留意事項について」(平成16年7月23日付け消防予第126号通知)において、付加条例により設置・維持義務を課している消防用設備等に代えて、消防長等が当該消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を認めるための根拠規定については、「①条例により令第29条の4に準じた包括的な規定を設ける方法」又は「②令第32条に準じた既定の条例規定を根拠条文」のいずれかによることが適当であることとされているが、付加条例により設置義務を課している消防用設備等に代えて用いる消防の用に供する設備等の技術基準は、40号省令等に準じたものとするのが適切であるか。

(答) お見込みのとおり。

問5 40号省令第3条第1項及び第4条第1項において、「通常用いられる消防用設備等」に代えて用いることができる「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が示されているが、「通常用いられる消防用設備等」の欄に掲げられていない消防用設備等は、令の技術基準に従って設置する必要があるか。

(答) お見込みのとおり。

問6 地階を除く階数が11以上の二方向避難型特定共同住宅について、10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合には屋内消火栓設備の設置は必要ないと解してよいか。

(答) 40号省令及び17号告示に定める技術上の基準により住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合は、お見込みのとおり。

問7 40号省令第3条第2項第1号イにより、住戸、共用室及び管理人室には住宅用消火器を設置することとされているが、規則第6条に従い当該住戸、共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が20メートル以下となるよう共用部分に消火器を設置した場合は、住宅用消火器の設置を免除してよいか。

(答) 差し支えない。

問8 40号省令第3条第2項第1号口に規定する「住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分」とは、どの範囲までをいうのか。

(答) 廊下及び階段室等のうち、住宅用消火器を設置した住戸、共用室又は管理人室の出入口からの歩行距離が20メートル以内の部分を用いる。

問9 厨房には、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド、共同住宅用自動火災報知設備の感知器、住戸用自動火災報知設備の感知器の設置は必要か。

(答) ヘッド又は感知器の設置が必要である。
なお、厨房は居室の一部として取り扱われたい。

問10 40号省令第3条第3項第1号に規定する共同住宅用スプリンクラー設備の設置免除の要件の一つである内装制限について、「住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、」と規定されているが、内装制限が必要となる室の範囲はどこか。

(答) 住戸、管理人室及び共用室のうち、居室及び収納室（納戸等で4㎡以上のものをいう。）は内装制限の対象となるが、便所、浴室、4平方メートル未満の収納室、廊下等については内装制限の対象とならないものとして取り扱われたい。

問11 10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、40号省令第3条第3項第2号の規定により、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるとされているが、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置する必要があるか。

(答) お見込みのとおり。

問12 40号省令第5条第2項において共同住宅用連結送水管の放水口及び共同住宅用非常コンセント設備は、特定共同住宅等の各部分から歩行距離50メートル以下となるように設置することとされているが、「特定共同住宅等の各部分」にはバルコニーを含むと解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

問13 11階以上の特定共同住宅等について、共同住宅用連結送水管の放水口を3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設置する場合、40号省令第5条第2項第1号ハの規定により令第29条第2項第4号ハの例によることとされる「放水用器具を格納した箱」の設置階は如何にすべきか。

(答) 11階以上の階に設置されたい。この場合、11階以上に設ける放水口は11階を起点とし、「放水用器具を格納した箱」と同一の階に設けることとされたい。

2 「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」(平成17年8月12日消防予第188号)関連

問14 メゾネット型住戸に「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」の技術上の基準を適用する場合は、次のように取り扱ってよいか。

- (1) メゾネット型住戸の上階のみにスプリンクラー設備の設置義務が生ずる場合でも、下階を含めて当該住戸全体にスプリンクラー設備を設置する必要がある。
- (2) メゾネット型住戸が存する階段室型特定共同住宅等に共同住宅用連結送水管の放水口を設置する場合は、階数3以内ごとに、かつ、当該特定共同住宅等の各部分から歩行距離50メートル以下となるように当該住戸の主たる出入口が面する階段室等に設けること。

(答) (1) 及び (2) とともに、お見込みのとおり。

問15 令別表第一(5)項口の用途が存する(16)項に掲げる防火対象物について、令第8条に規定する区画により(5)項口に供する部分を区画した場合は、40号省令を適用できると解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

問16 188号通知第1第4号において「独立した用途に供される部分」は、住戸とみなして40号省令を適用しても差し支えない旨が示されているが、150平方メートル以内ごとの防火区画の構造はどのようにすべきか。

(答) 「独立した用途に供される部分」と住戸等及び共用部分を区画する床又は壁は、位置・構造告示第3第3号に規定する基準に適合する構造とする必要がある。

問17 188号通知第2第2号において、特定共同住宅等の住戸等の区画に用いる床又は壁は「堅牢かつ容易に変更できない構造を有すること。」とされているが、乾式壁の使用は認められるか。

(答) 次により適切な施工管理体制が整備されている場合は、お見込みのとおり。

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの(以下「乾式壁」という。)の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等)が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

問18 特定光庭の判定は、188号通知第2第5号～第8号に示す手順により行われるが、火災の発生するおそれがあるすべての住戸等について等価開口部を算定し、非出火想定住戸等のすべての開口部(火災住戸等より下部にある住戸等もすべて含む。)について受熱量を求める必要があるのか。

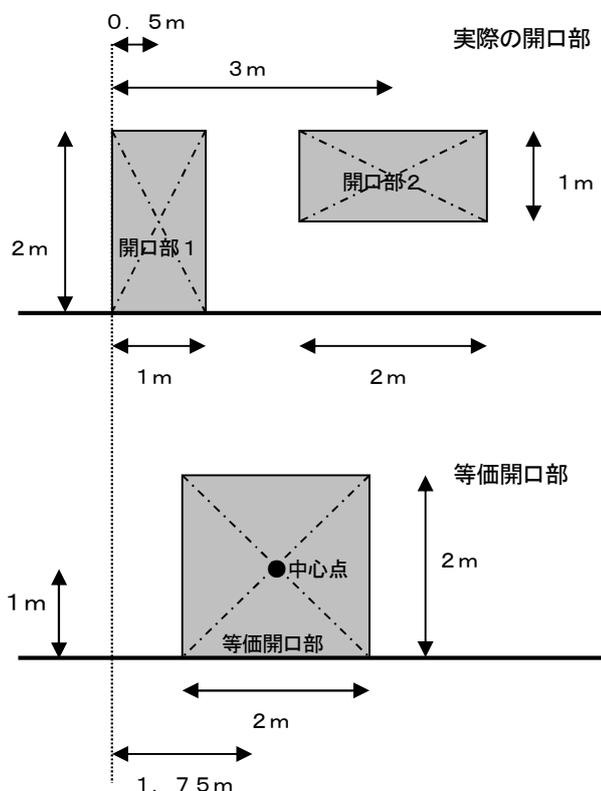
(答) 光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、防火上最も危険な状況が特定できる場合は、これらの状況に対する検証を行えば足りるが、これ以外の場合にあっては、いずれの住戸等で火災が発生しても特定光庭に該当しないことの検証を行う必要がある。

問19 「等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点」は、どのように設定するのか。

(答) 等価開口部の合成方法は、188号通知第2第5号(1)に示したとおりであるが、等価開口部の中心点は、複数開口部の面積重心の位置である。

なお、次に設定例を示すので参照されたい。

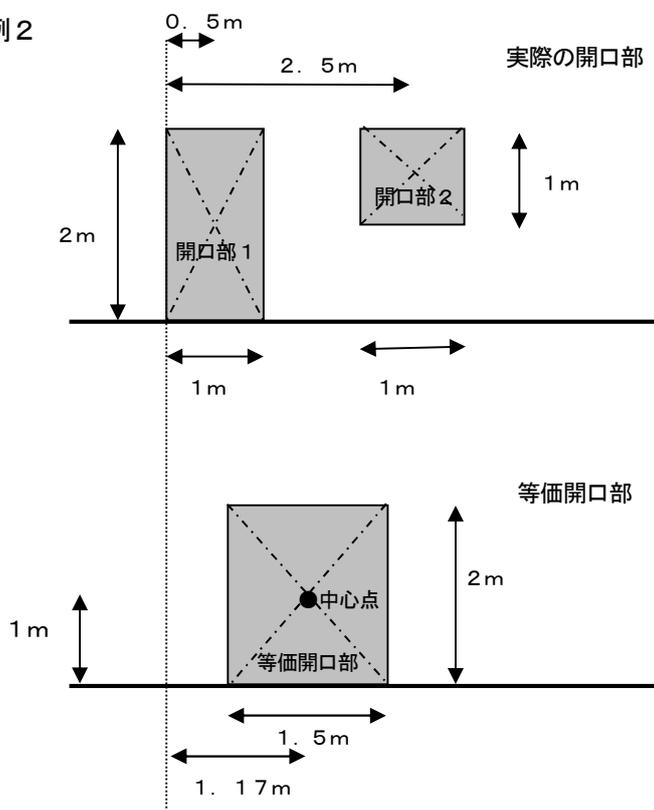
設定例1



等価開口部の求め方

- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ:2m
- ② 面積は開口部1、2の面積の合計:4m²
- ③ 従って、幅は2m
- ④ 中心位置は面積重心:
左破線を基準として面積重心を求めると、
 2.0×0.5 (開口部1)
 $+ 2.0 \times 3.0$ (開口部2)
 $= 4.0 \times L$ (等価開口部)
となることから左破線より右側に $L=1.75\text{m}$ (高さ1m)が中心点となる。

設定例2



等価開口部の求め方

- ① 高さは開口部1、2の最大の高さ:2m
- ② 面積は開口部1、2の面積の合計:3m²
- ③ 従って、幅は1.5m
- ④ 中心位置は面積重心:
左破線を基準として面積重心を求めると、
 2.0×0.5 (開口部1)
 $+ 1.0 \times 2.5$ (開口部2)
 $= 3.0 \times L$ (等価開口部)
となることから、左破線より右側に $L=1.17\text{m}$ (高さ1m)が中心点となる。

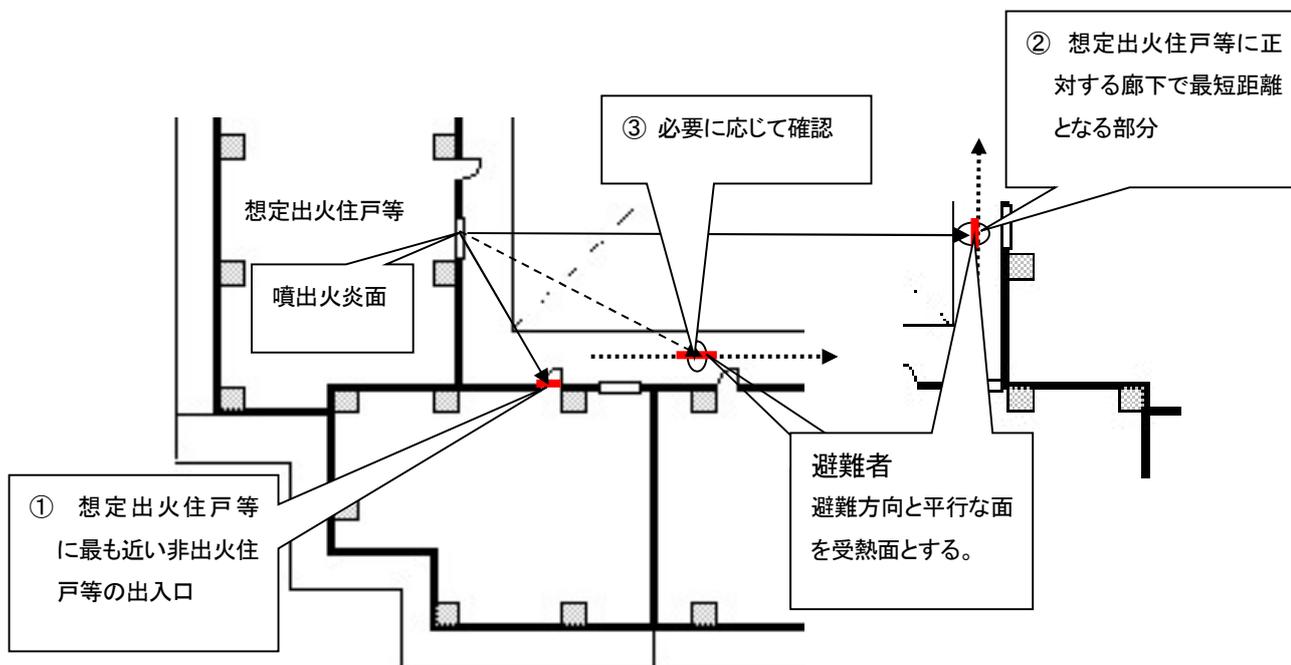
問20 避難光庭に面する廊下を経由して避難する者が受ける熱量の算定において、受熱面（避難者）と等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離は、どのように求めたらよいか。

(答) 188号通知第2第5号(1)～(3)の値は、想定出火住戸等を定めれば当該住戸等の開口条件

から定められる。また同号(4)及び(5)から避難する者が受ける受熱量 $q = 100 \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{\pi d^2} S$ で

あるが、 π 及び S は一定なので $q = k \frac{\cos \beta_1 \cos \beta_2}{d^2}$ (k は定数)となる。

この場合の q の値は、等価開口部と避難する者との距離の他に、避難する者の受熱面に対する形態係数によって定まるため一概に言えないが、①想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分及び②想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部における受熱量を求める必要がある。なお、これらの部分における受熱量が3キロワット毎平方メートルに近い値となる場合は、③受熱量が大きくなると想定される廊下中央部の受熱量も求める必要がある。



問21 188号通知第2第7号図7において、 D は二つあるがどちらの D で光庭の高さを除するのか。

(答) 開口部が面している面で、かつ、計算上不利な方で算定されたい。

なお、計算上不利なケースが明らかでない場合は、両方の D において計算を行われたい。

問22 188号通知第3第1号(1)②に示す「避難上支障のない幅員」とはどの程度か。また、隔板に用いる材質は難燃材料としてよいか。

(答) 前段、60センチメートル以上とされたい。なお、車椅子を使用しての避難が想定される場合は80センチメートル以上とすることが望ましい。

後段、お見込みのとおり。

なお、高さを80センチメートル以上とし、容易に破壊できるものとする必要がある。

問23 188号通知第3第2号(4)図22において廊下端部aが閉鎖されていない場合における廊下の開放性の検証はどのようにすればよいか。

(答) 188号通知第3第2号(5)により、廊下全体で煙の降下状況を確認し開放性の検証を行うこととされたい。

3「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(平成17年消防庁告示第2号)関連

問24 位置・構造告示第3第2号により、共用部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは準不燃材料であることが求められているが、当該共用部分には外気に開放された廊下及び階段室等も含まれるか。

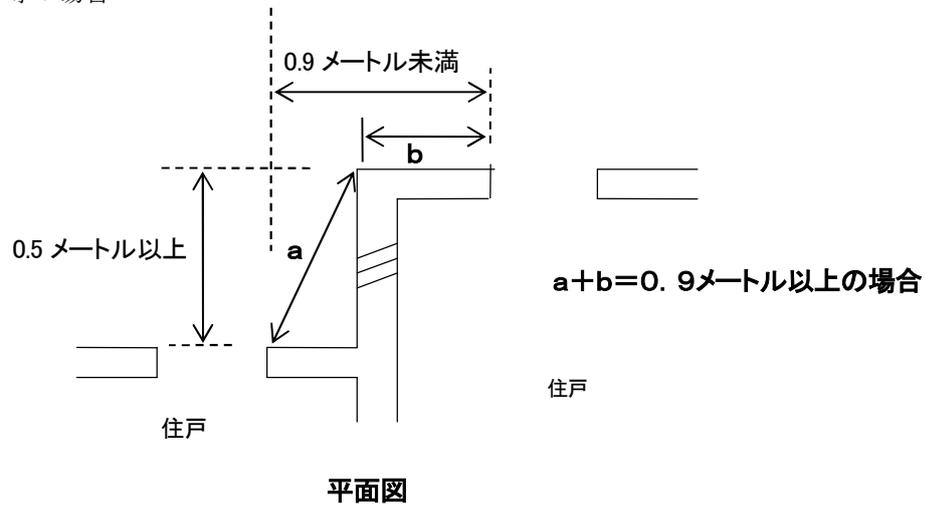
(答) お見込みのとおり。

問25 バルコニー等に面する開口部の両端から側方50センチメートル以内となる範囲及び当該開口部の前面から50センチメートル以内となる範囲に避難ハッチを設ける場合、位置・構造告示第3第3号(2)の規定を満たしているといえるか。

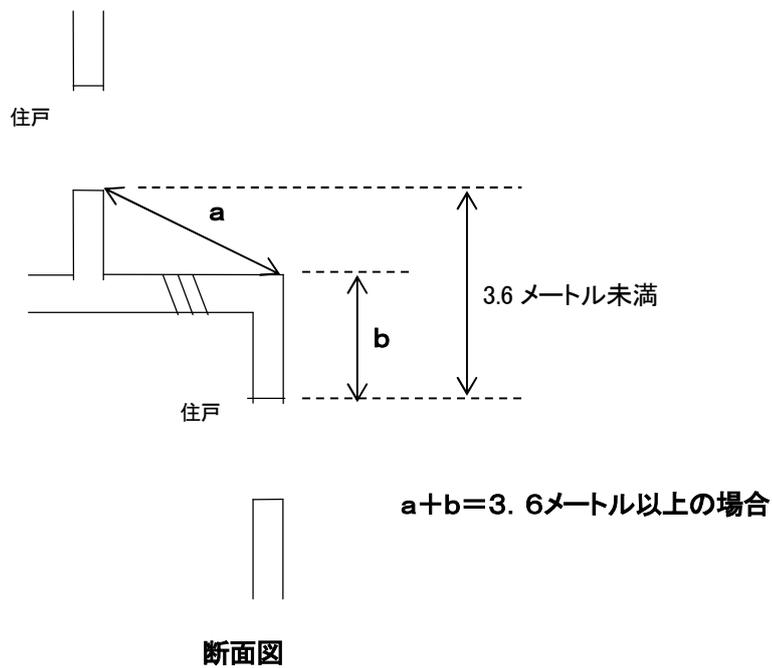
(答) 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月16日消防庁告示第2号)第8第5号の規定に適合するものにあつては、お見込みのとおり。

問26 位置・構造告示第3第3号(2)により、住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から「0.5メートル以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。」と規定されているが、(1)及び(2)の場合は、これと同等とみなしてよいか。

(1) 隣接する住戸等の場合



(2) 上下に位置する住戸等の場合



(答) (1) 及び (2) とともにお見込みのとおり。

問27 位置・構造告示第3第3号(3)への規定により、二方向避難型特定共同住宅等及びその他の特定共同住宅等の一の開口部の大きさは2平方メートル以下とされているが、開口部に常時閉鎖式の特定防火設備を設けた電気室、受水槽室等の機械室は、一の開口部の面積を4平方メートル以下としてよいか。

(答) 差し支えない。

問28 位置・構造告示第3第3号(4)への「可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合」とは、具体的にどのような措置を講ずればよいか。

(答) 配管の表面に可燃物が接触した場合に、熱伝導により発火することがないように、断熱材による被覆等の措置を講ずることをいう。

問29 位置・構造告示第4第2号に規定する「特定光庭に面する開口部」には、階段室に設けられた開口部も含まれるか。

(答) 含まない。

4 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)関連

問30 廊下型特定共同住宅等において、構造類型告示第3第2号(5)の規定に適合する避難経路を確保した場合は、廊下の端部以外の場所に階段室等を設けることが可能か。

(答) 差し支えない。

問31 特定共同住宅等に存する全ての住戸、共用室及び管理人室について、二以上の異なった避難経路を確保しないと二方向避難型特定共同住宅等として取り扱うことはできないか。

(答) 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室を除き、お見込みのとおり。

問32 メゾネット型の住戸、共用室及び管理人室の場合、二方向避難型特定共同住宅等として取り扱うためには、各階毎に二方向避難を確保する必要があるか。

(答) お見込みのとおり。ただし、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができる。

問33 開放型特定共同住宅等と取り扱うためには、火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室が開放性を有することが必要か。

(答) 避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室が面する共用部分を除き、お見込みのとおり。

問34 一の特定共同住宅等に、階段室型及び廊下型が混在する場合は、それぞれの判断基準に従い開放性を有すると認められたものを開放型特定共同住宅等として取り扱う必要があるか。

(答) お見込みのとおり。

問35 開放型特定共同住宅等に該当することの判定に当たって、住戸、共用室及び管理人室が存しない階については、開放性を検証する必要はないか。

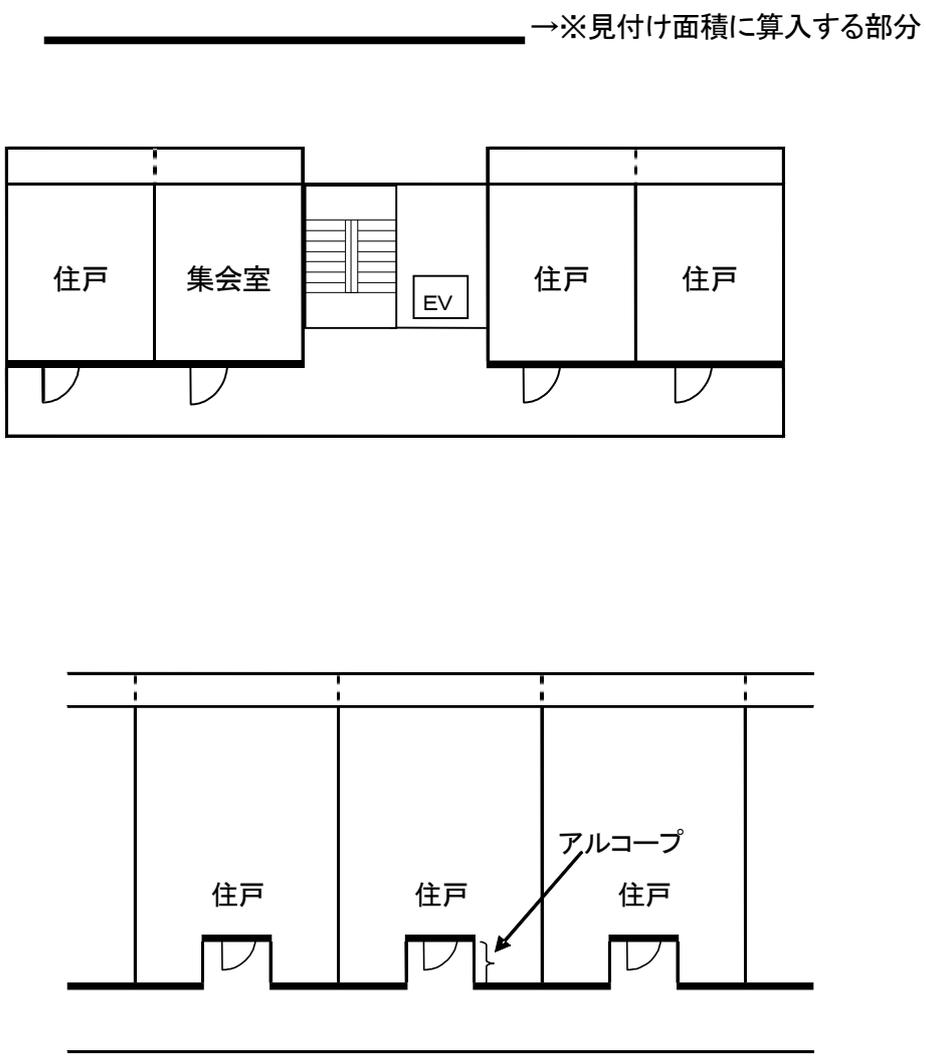
(答) お見込みのとおり。

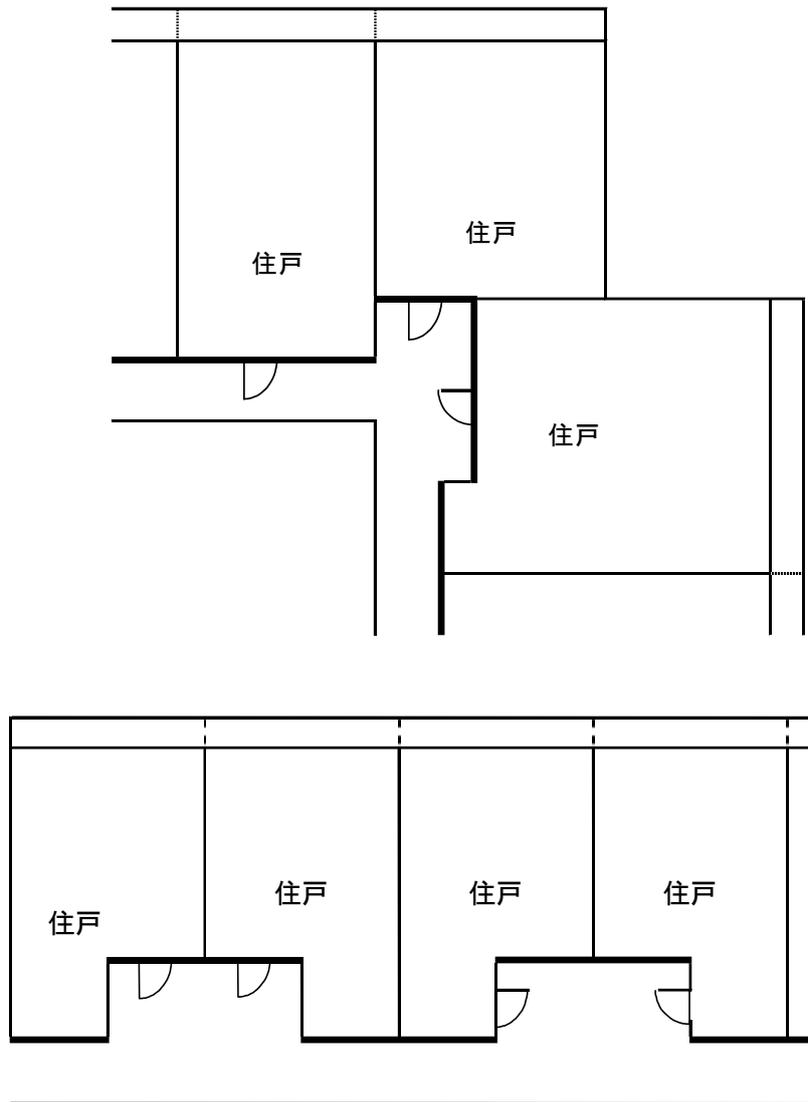
問36 構造類型告示第4第2号(3)において、直接外気に開放されていないエントランスホール等が避難階に存する場合の、当該エントランスホール等に面する住戸等からの避難経路について規定されているが、住戸、共用室、管理人室、倉庫及び機械室のいずれもエントランスホール等を経由しないで避難することができる経路を確保する必要があるか。

(答) 就寝又は入浴を伴う管理人室、住戸又は共用室が、直接外気に開放されていないエントランスホール等に面している場合に限り、避難経路を確保する必要がある。

問37 構造類型告示第4第2号(4)の規定に基づき、開放型特定共同住宅等の判定を行うに当たり、廊下の見付面積として算入する部分を例示されたい。

(答) 次図によられたい。





問38 開放型特定共同住宅等の廊下の外気に面する部分に風雨等を遮るために防風スクリーン等を設けた場合、当該部分は開放計算上、開放部分とみなしてよいか。

(答) 防風スクリーン等を設けた部分は、開放部分とみなすことはできない。

5 「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第17号)関連

問39 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等であって、11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階を補助散水栓により包含した場合、屋内消火栓設備を設置しないことができるか。

(答) お見込みのとおり。ただし、この場合、表示装置又は住棟受信機に加圧送水装置の始動表示及び使用部分の表示が必要である。

問40 17号告示第2第1号にスプリンクラーヘッドの設置方法が規定されているが、同一の居室内に2以上のスプリンクラーヘッドを設ける場合には、どのように設置すべきか。

(答) スプリンクラーヘッド相互の設置間隔が3メートル以下とならないように設置すること。ただし、設置上3メートル以上離すことができない場合であって、当該ヘッドの製造者等の仕様書、取扱説明書等により、当該ヘッドの散水パターンを確認の上、隣接ヘッドが濡れない距離とするなどの措置が講じられている場合は、この限りでない。

問41 17号告示第2第3号において「共同住宅用自動火災報知設備により音声警報が発せられる場合は、音声警報装置を設けないことができる。」とされているが、「共同住宅用自動火災報知設備の音声警報装置」は共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置の基準を満たすことが必要か。

(答) お見込みのとおり。

問42 共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示する場合、一の区域表示は各階ごとに行うものとした上で、一辺100メートル以下で1500平方メートル以下の区域としてよいか。

(答) 差し支えない。ただし、この場合、作動した流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるよう表示することが望ましい。

問43 17号告示第2第3号(4)ロにおいて共同住宅用スプリンクラー設備の表示装置の設置場所、また18号告示第3第6号(2)において共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機の設置場所の規定があるが、管理人室に常時人はいないが火災時に管理人室の出入口が自動的に開錠される等の所要の措置が講じられている場合又はスプリンクラーヘッドが開放した旨の表示や感知器から火災信号を受信した旨の表示を外部から確認するのに支障がない場所に設ける場合は、管理人室内に表示装置を設けてよいか。

(答) 差し支えない。

問44 17号告示第2第3号(6)ニ(イ)並びに18号告示第3第9号(4)ロ(イ)a及び(ロ)aに、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用自動火災報知設備の音声警報を発する区域として、階段室型特定共同住宅等についてはエレベーターの昇降路を含むことがあるとされているが、当該警報は、エレベーター籠内又はエレベーターの昇降路部分から水平距離8メートル以内に設置された音声警報装置によることとしてよいか。

(答) お見込みのとおり。

問45 17号告示第2第3号(6)へにおいて共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置には、住戸、共用室又は管理人室ごとに当該装置の音声警報を停止できる機能を設けることができるとされているが、共同住宅用自動火災報知設備の共同住宅用受信機に当該機能を設けた場合でも、17号告示第2第3号の規定により共同住宅用スプリンクラー設備の音声警報装置に代えて共同住宅用受信機の音声警報装置を用いることができるか。

(答) お見込みのとおり。

問46 17号告示第2第8号に非常電源の容量について規定されているが、共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸が5未満の場合でも、5住戸分の容量の非常電源が必要か。

(答) 共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸等の数が5未満の場合は、当該住戸等分の容量の非常電源で足りるものである。

問47 規則第12条第1項第8号に規定する高層建築物、大規模建築物に該当する特定共同住宅等には、総合操作盤を設置することが必要か。

(答) お見込みのとおり。ただし、特定共同住宅等のうち、監視・制御する設備が「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」のみで、住棟受信機等に表示を並列するだけで監視・制御が行える場合は、令第32条を適用し総合操作盤を設置しないことができる。

6 「共同住宅用自動火災設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第18号)関連

問48 メーターボックス、パイプシャフト等には、感知器を設置しないこととしてよいか。

(答) 差し支えない。

問49 住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路は、18号告示第3第2号(1)イ及びロに規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」に該当しないものとして取り扱ってよいか。

(答) お見込みのとおり。

問50 18号告示第3第2号(1)において、階段及び傾斜路、エレベーターの昇降路等には煙感知器を設けることとされているが、令第32条を適用し、熱感知器の設置を認めて差し支えないか。

(答) 認められない。階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等には煙感知器を設置する必要がある。

問51 18号告示第3第2号(3)において、「住戸、共用室及び管理人室」以外の部分に設ける感知器は、住棟受信機に接続することとされているが、倉庫、機械室等について、共同住宅用受信機を介して住棟受信機に接続してよいか。

(答) 共同住宅用受信機を介して火災信号が住棟受信機に移報するよう措置が講じられている場合は、差し支えない。

問52 18号告示第3第3号において、外部試験器を接続することにより遠隔試験機能を有する中継器は、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けることとされているが、外部試験器の接続端子(中継器)の設置位置は、住戸等のメーターボックス内又は戸外表示器併設としてよいか。また接続端子を収納する外箱を難燃性としてよいか。

(答) 前段、後段とも差し支えない。

問53 18号告示第3第4号(2)において、共同住宅用自動火災報知設備の非常電源から共同住宅用受信機までの配線のうち、「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」の配線は耐熱配線とすることができることとされているが、「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」とは具体的にどのような部分を指すのか。

(答) 準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はメーターボックス、パイプシャフト等の部分をいう。

問54 18号告示第3第5号において、共同住宅用受信機は規則第24条第2号イの規定の例によることとされているが、感知器の作動した警戒区域を表示しなくても、火災表示により火災の発生した住戸等を特定することで足りることとしてよいか。

(答) 警戒区域を表示する機能を有しない共同住宅用受信機にあつては、お見込みのとおり。

問55 18号告示第3第5号(2)及び19号告示第3第5号(2)において共同住宅用受信機及び住戸用受信機は、床面積が150平方メートルを超える住戸等に設けないこととされているが、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備の設置が必要な住戸等の床面積が150平方メートルを超える場合、どのようにすべきか。

(答) 補助音響装置にて音声警報を補完する等、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置が講じられた場合は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機を設置することができる。

問56 18号告示第3第6号(3)において、同一敷地内に複数の特定共同住宅等があつても火災発生時に円滑な対応ができる場合は、棟ごとに住棟受信機を設けることを要しないとされているが「当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、具体的にどのような場合をいうのか。

(答) 同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を構ずる体制が構築されている場合等をいう。

問57 交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとる方式としては、内線規程（J E A C - 8 0 0 1 - 2 0 0 5、日本電気協会）の引込口装置付近の配線として、「電流制限器と引込口装置の間に、消防用設備等の専用の分岐開閉器を施設する場合があります」とされていることから、下図による方式としてよいか。

図1（電流制限器がある場合）

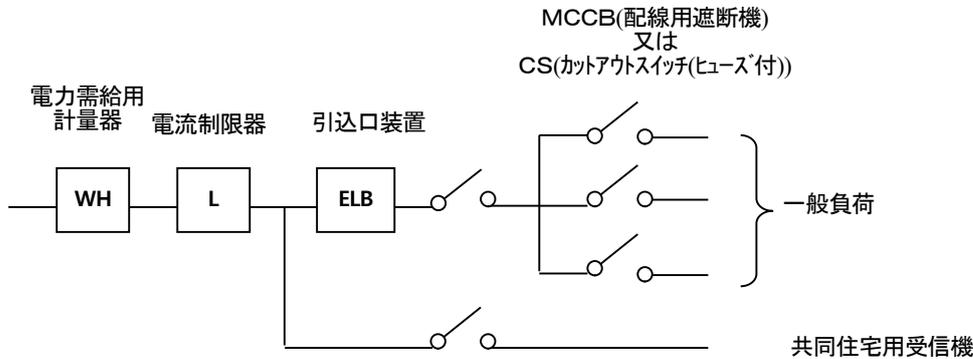
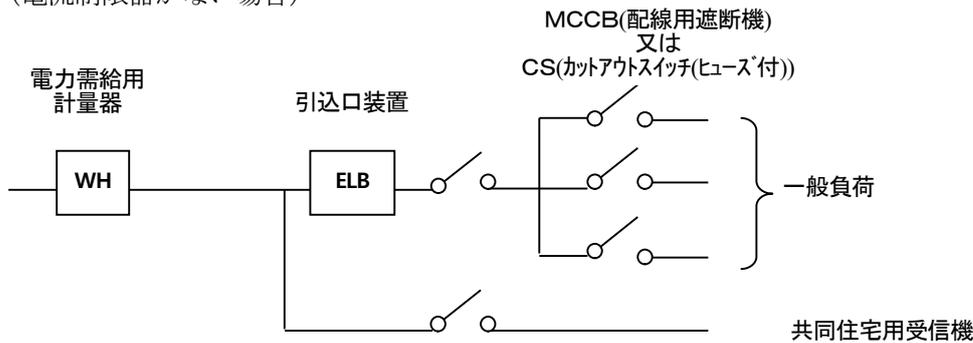


図2（電流制限器がない場合）



注： 引込口装置は、漏電遮断器及び開閉器で構成され、分岐開閉器を兼ねることができるとされている。

（答） 差し支えない。

なお、この方式は、交流低圧屋内幹線の開閉器が遮断されても電源機能に支障を生じないことが目的で、未入居、長期の留守等により住戸等が未警戒となることを防止する上でも有効な配線方式であるが、電気の供給契約、電気料金の負担等の観点から当該住戸に電気を供給できない場合にあっては、次の措置が講じられていることが必要となる。

- ① 住戸内に出火源となるような器具、物品等が放置されていないこと。
- ② 未入居等であることが、特定共同住宅等の管理をしている者等が周知していること。
- ③ 特定共同住宅等の管理をしている者等が定期的に巡回監視を行うこと。

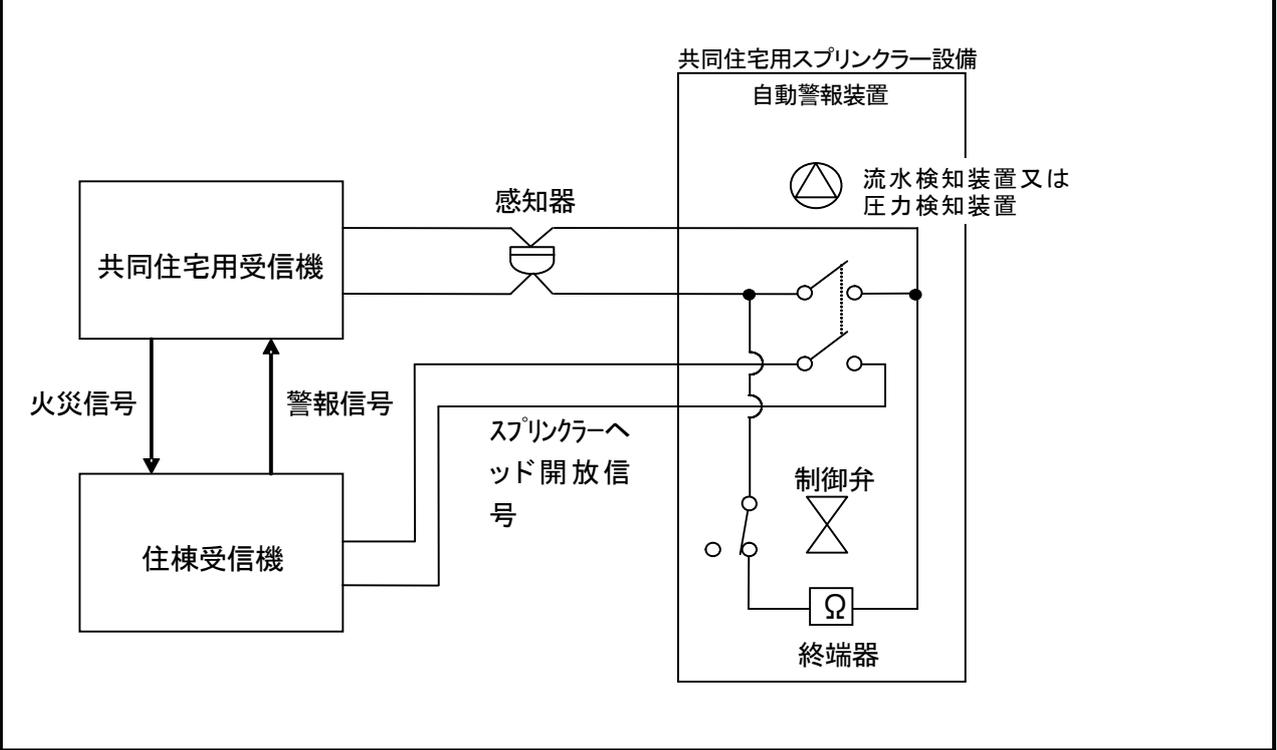
問58 18号告示第3第8号（2）において「共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、当該共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができること。」とあるが、具体的にどのような措置をいうのか。

（答） 住棟受信機の子備電源又は別置型の蓄電池等により、18号告示第3第8号（1）に定める容量の非常電源が確保されている場合等をいう。

問59 18号告示第3第9号(3)ホに、音声警報装置の火災警報のメッセージの内容が規定されているが、「火災が発生した場所」は「この近所」とすることが可能か。また、出火住戸については、火災警報のメッセージから発生場所を省略することが可能か。

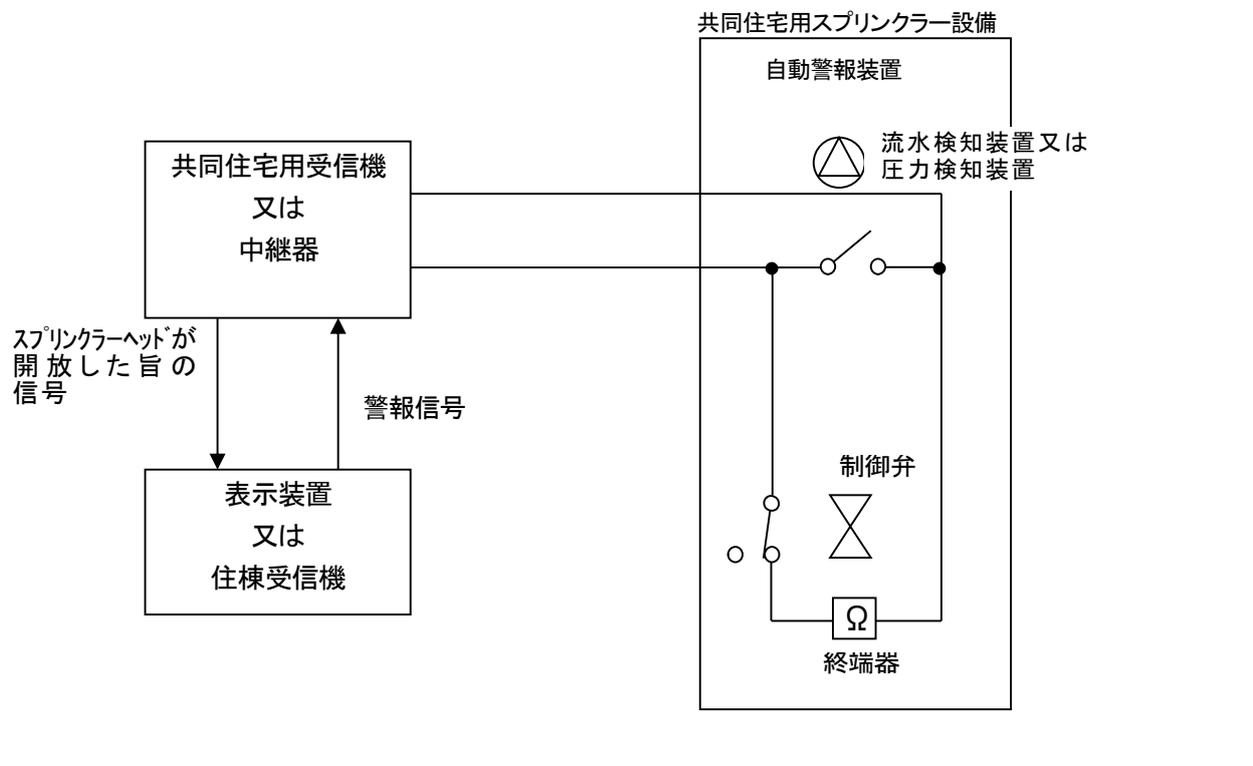
(答) 前段、特定共同住宅等の形態から、火災が発生した場所を容易に特定できる場合は差し支えない。後段、差し支えない。

問60 共同住宅用スプリンクラー設備と共同住宅用自動火災報知設備の感知器が併設される住戸、共用室又は管理人室において、下記のように共同住宅用受信機に接続させることは差し支えないか。



(答) 差し支えない。

問61 住戸、共用室又は管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を設ける場合に、スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を遅滞なく表示装置又は住棟受信機に送ることができれば、下図のように接続してよいか。



(答) 差し支えない。

7 「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第19号)関連

問62 19号告示第3第2号(3)に、住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設ける感知器について、防災センター等又は管理人室等に令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続してよいか。

(答) 差し支えない。

問63 19号告示第4第1号(4)及び第2号に、階段室型特定共同住宅等に設ける共同住宅用非常警報設備の音響装置及び起動装置の設置方法が規定されているが、傾斜地に存すること等により地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに音響装置及び起動装置を設けることとすべきか。

(答) お見込みのとおり。

問64 特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に令第21条に規定する自動火災報知設備を設置し、発信機、地区音響装置、表示灯を設けた場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しなくてよいか。

(答) お見込みのとおり。

8 「戸外表示器の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第20号)関連

問65 20号告示第2第13号の「作動表示灯」と第15号の「通電表示灯」を兼用することは認められるか。

(答) 原則として認められない。ただし、通電表示灯として赤色以外の色で点灯するとともに、作動表示灯として赤色の灯火が点滅する場合は兼用することができる。

消 防 予 第 114 号
平成 19 年 3 月 27 日
消 防 庁 予 防 課 長 通 知

問1 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物のうち、自動火災報知設備の設置を要しないものについて40号省令を適用する場合は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置する必要はないと解してよいか。

(答) お見込みのとおり。

なお、他の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等についても同様に取り扱われたい。

問2 構造類型告示第4、2(4)ロの規定は、廊下の端部以外の部分にも適用してよいか。

(答) 差し支えない。

問3 廊下の一部に外気に面しない部分が存する場合における開放性の判断において、構造類型告示第4、2(4)イ(イ)dに規定する「風雨等を遮るために壁等を設ける場合」に準じて取り扱ってよいか。

(答) 差し支えない。

問4 特定共同住宅等の11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階に補助散水栓を設置する場合、その水源水量は4立方メートル以上、また、加圧送水装置のポンプの吐出量は240リットル毎分以上としてよいか。

(答) お見込みのとおり。

問5 ガス漏れ検知器を接続している共同住宅用受信機又は住戸用受信機について、ガス漏れ検知器の電源は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介して取ることでよいか。

(答) 差し支えない。

問6 19号告示第4、1(2)において、共同住宅用非常警報設備の音声装置は一の起動装置の操作により一斉に鳴動させることとされているが、階段室型特定共同住宅等の場合は、階段室等ごとに鳴動させる方式としてよいか。

(答) 差し支えない。

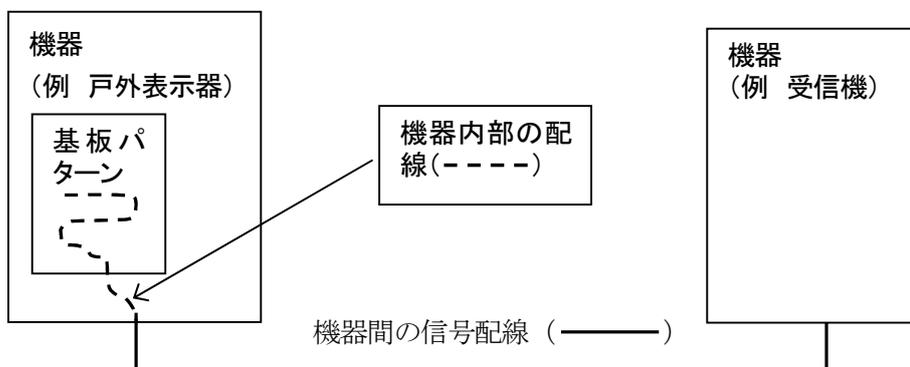
なお、共同住宅用非常警報設備の設置が必要な部分に対し、令21条に従い自動火災報知設備を設置する場合も同様である。

消防予第 317 号
平成 19 年 9 月 3 日
消防庁予防課長通知

問1 共同住宅用受信機又は住棟受信機の主音響装置が、18号告示第3、九（三）に適合するものである場合、当該住戸、共用室及び管理人室に設ける音声警報装置に該当するものと解してよいか。

（答） お見込みのとおり。

問2 18号告示第3、四（三）に規定する信号回路の配線とは、機器の接続端子までの配線をいい、機器内の配線及び基板パターンは含まれないと解してよいか。



（答） お見込みのとおり。

なお、この導通試験とは別に、機器内の配線及び基板パターンについても、当該機器としての導通を確認することが必要となることを念のため申し添える。

問3 住戸、共用室又は管理人室以外の部分（直接外気に開放された共用部分を除く。）の音声警報装置に代えて、共同住宅用自動火災報知設備と連動した令24条に基づく非常警報設備の放送設備を使用することは可能か。

（答） 差し支えない。

問4 住戸用受信機の主音響装置が、19号告示第3、七（三）に適合するものである場合、当該住戸に設ける音声警報装置に該当するものとして解してよいか。

（答） お見込みのとおり。

問5 共同住宅用非常警報設備の起動装置による音響装置の鳴動方式について、円滑な避難誘導を図る観点から、廊下型共同住宅等の場合は出火階及びその直上階を鳴動させる区分鳴動とし、階段室型共同住宅等の場合は当該階段室ごとの区分鳴動とすることとしてよいか。

（答） 19号告示第4、一（二）の規定に基づき一斉鳴動もできる措置が講じられている場合は、お見込みのとおり。